

高知県立県民文化ホール募集に関する質問及び回答

No.	質問日	回答日	質問項目	質問内容	回 答
1	令和5年9月28日	令和5年10月5日	指定管理者募集要項 P4 (2)④サービス改善提案事業	利用者サービスの向上には、安全な施設を提供するという意味合いから、修繕も含まれますか。	利用者サービスの向上を図るための事業であり、審査委員が認めるものであれば、修繕費用も含まれるものと考えられます。
2	令和5年9月25日	令和5年10月5日	管理運営業務仕様及び要求水準書 P5 2業務内容 (4)⑤	「障害のある方への合理的配慮について学ぶ研修会の開催」とありますが、研修会の参加対象は県民文化ホール職員という理解でよろしいでしょうか。	「障害のある方への合理的配慮について学ぶ研修会の開催」は、昨年度、県文協で開催された研修会のような、他館への啓発を含むものと想定しています。
3	令和5年9月28日	令和5年10月5日	管理運営業務仕様及び要求水準書 P7 5 業務に必要な経費 (2) 管理代行料の上限額	「利用料金は、今後改訂する可能性がある」とありますが、予定時期、改定率の目途をご教示ください。また、改訂になった場合、受付システム、書類、HP等の変更に係る費用は、「管理代行料の見直しが必要となる事項」に含まれますか。	改訂予定時期については、現時点ではお示しできませんが、改訂前には改訂額等について、協議をさせていただく予定です。また、料金改定に当たり変更が必要な受付システム等の費用についてもその時点で協議させていただく予定です。
4	令和5年9月28日	令和5年10月5日	同上	仮に利用料金値上げとなった場合、稼働率が下がる可能性があります。「管理代行料の見直し」とは減額を検討される可能性があるということでしょうか。	利用料金を値上げした場合に代行料を減額するかどうかについては、見直し時点での協議となります。
5	令和5年9月28日	令和5年10月5日	管理運営業務仕様及び要求水準書 P13 9 その他の事項 (11) ④	「津波避難ビル及び大規模災害時の指定避難所であるので、趣旨を理解し、適切な対応を行う」とありますが、適切な対応とはどの範囲、レベルを想定されていますか。	高知市作成の「県民文化ホール避難所運営マニュアル」の避難所運営が円滑に行えるよう、職員間でのマニュアルの共有や、地域住民と連携した避難訓練を行うとともに、災害時の備蓄品の確保等に努めていただくことを想定しています。
6	令和5年9月28日	令和5年10月5日	管理運営業務仕様及び要求水準書 P17 〈別紙1〉費用分担	「施設、設備の修繕等」で、保守期間等がある設備更新(100万以上)については、単年度の施設修繕要望ではなく県が作成されている長寿化計画に基づき実施していく予定はありますか。	県の長寿命化計画については、具体的な修繕順位が決まっているものではなく、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示しているものです。そのため、県民文化ホールから提出されている5年先までの修繕要望で緊急性を判断し、順次予算化を行っていく予定です。
7	令和5年9月29日	令和5年10月5日	①資料3 維持管理業務仕様書 P.44	電話交換機保守点検業務の最後に記載の「※電話設備のメーカー保守期限は令和6年12月のため、保守期限内に機種を変更する必要がある」は、県主導で変更してくださるということでしょうか？	修繕費用については、P17〈別紙1〉費用分担のとおり、修繕費用が1件100万円以上となる場合においては、県が対応することになります。なお、費用不明の場合には、ご相談いただければと考えております。

No.	質問日	回答日	質問項目	質問内容	回答
8	令和5年9月29日	令和5年10月5日	②資料3維持管理 業務仕様書OP.73	中央管制装置 オンサイト点検の最後に記載の「※●の保守項目は、保守部分の供給保守期間の終了をもって、作業対象外となる」は、作業対象外となった後はどのようにするのかご教示ください。	保守部品の供給保証期間は、部品の新規販売終了後(2022年12月)から10年間となっており、令和8年からは摩耗故障期間となるため、計画的な更新をしていく必要があります。修繕費用が1件100万円以上となることが想定される場合には、県が対応することになります。
9	令和5年9月29日	令和5年10月5日	③同上 P.73	中央管制装置 オンサイト点検の最後に記載の「リモートユニット19台の設計推奨使用期間は15年(平成23年設置、令和8年まで)であり、令和8年以降は経年劣化により故障が発生しやすくなるため、計画的な更新を行う必要がある」とありますが、この計画的な更新は県主導で対応していただけるということでしょうか？	No.7の回答と同じ
10	令和5年9月28日	令和5年10月5日	管理運営委託料	適切な人材を確保するために人件費の上昇に対応する必要がありますが、人件費の積算根拠をご教示ください。	人件費の積算根拠については、別添のとおりです。
11	令和5年9月28日	令和5年10月5日	同上	旅費が前期(令和元年度～5年度)より減額されていますが、根拠をご教示ください。	旅費については、ホール休館のR元年度を除く、R2年度からR4年度の実績額で積算を行っているものです。
12	令和5年9月28日	令和5年10月5日	同上	原価高騰の影響を受ける消耗品費ですが、前期(令和元年度から5年度)より減額されている根拠をご教示ください。	消耗品費については、物価高騰の影響を考慮し、R3年度とR4年度の実績額で積算を行っているものです。
13	令和5年9月25日	令和5年10月5日	管理運営委託料 (積算資料)	昨今の物価及び人件費の上昇や、県全域における人員不足に伴うパートアルバイト(本件では清掃人員等が該当)の不足及び費用の高騰について、県として考慮した部分をご教示ください。	委託料については、物価高騰、人件費の上昇等の影響が反映された見積金額で積算しています。人件費については、人件費の上昇が反映された県の予算見積単価表をもとに積算しています。
14	令和5年9月29日	令和5年10月5日	④資料4 管理運営委託料	各業務に対する想定人員や積算根拠をご教示下さい。	積算根拠については、別添のとおりです。